

令和3年度定期監査（第1回工事監査）の結果に関する措置等について

（令和3年9月29日現在）

- 1 監査の期間 令和3年4月1日から同年6月30日まで
- 2 監査対象年度 令和2年度工事等（令和2年12月から令和3年2月までの工期）
- 3 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
(1)街路樹植栽帯補修工事において、本来1件の工事として指示すべき工事を、複数回に分け指示しており、鹿児島市建設局単価契約工事実施要領に基づく適切な手続きがなされていなかった。	建設局 建設管理部 公園緑化課	<p>今回指摘された事項については、鹿児島市建設局単価契約工事実施要領の認識不足により、現場について一体的な指示となっていなかったため、当該実施要領の適用可否がなされず、現場の施工をしていたものです。</p> <p>今後は要領に基づく手続きを適切に行うよう、令和3年7月8日、9日に所属長から各係長を通じて単価契約工事担当者全員に指導を行いました。</p> <p>なお、局内においては、令和3年7月5日付けにて建設局単価契約工事実施要領の内容周知および遵守に関する局長通知を発出するとともに、実施要領の適切な運用に向けた検討部会を立ち上げ、改善策を検討するなど、再発防止に取り組んでいるところです。</p> <p>（通知受理日：令和3年9月1日）</p>	措置済